

犬・猫用ペットフードの安全性に関する相談

2007 年に米国で、メラミンの混入したペットフードで犬や猫が死亡する事故が発生した。事故の起きたペットフードが日本でも輸入販売されていたことがわかり、不安を訴える声が高まった。最近ではペットが家族の一員となり、ペットフードの安全性についての国民的関心は高い。それらの状況を踏まえて、昨年「愛がん動物用飼料の安全性の確保に関する法律」¹（平成 20 年法律第 83 号）（以下、「ペットフード安全法」）が制定され、2009 年 6 月より施行される。犬・猫用のペットフードに関しては、今まで業界の自主基準のみであったが、国が基準・規格を定め、表示義務や検査体制の整備を行う。

PIO-NET（全国消費生活情報ネットワーク・システム）にも、「ペットフードを食べてペットの具合が悪くなった」、「腐敗していた」、「異物が混入していた」等の苦情が多く寄せられている。

そこで、ペットフード安全法の施行を前に、犬・猫用ペットフードの安全・衛生及び品質に関する消費生活相談の傾向をまとめ情報提供する。

1. 相談等

（1）犬・猫用ペットフードの相談件数²

PIO-NET には、2004 年度から 2008 年度の間には犬・猫用ペットフードの安全・衛生及び品質に関する相談が 552 件寄せられている。

ちなみに、犬・猫用以外のものを含めたペットフード全体の相談は 947 件、そのうち安全・衛生及び品質に関する相談は 613 件である。犬・猫用に関する相談がほぼ 9 割を占めることになる（2009 年 4 月 30 日までの登録）。

1 環境省自然環境局総務課動物愛護管理室

<http://www.env.go.jp/nature/dobutsu/aigo/pickup/petfood.html>

農林水産省消費・安全局畜水産安全管理課

<http://www.maff.go.jp/j/syouan/tikusui/petfood/>

2 PIO-NET のペットフードは犬と猫には限定していないため、データを元に危害情報室で独自に集計したものである。また、ペットフード公正競争規約の定義によるものに限らずペットが食べるもの全体を「ペットフード」としている。

表1 犬・猫用ペットフードの安全・衛生及び品質に関する相談件数 (件)

年 度	2004 年度	2005 年度	2006 年度	2007 年度	2008 年度	全 体
ペットフード 全体	115	108	117	308	299	947
安全・衛生 品質	66 (57.4%)	61 (56.5%)	72 (61.5%)	201 (65.3%)	213 (71.2%)	613 (64.7%)
犬・猫用	55	56	58	188	195	552

* 2009 年 4 月 30 日までの登録

(2) 相談の傾向と主な事例

表2 犬・猫用ペットフードの安全・衛生及び品質に関する相談の傾向 (件)

ペットフードの安全・衛生及び品質に関する相談全体	552
① ペットの具合が悪くなったという相談	219
体調不良* (死亡、嘔吐・下痢、血便・血尿、けいれん、泡を吹くなど)	204
消化不良・そしゃく不良 (消化器官、喉に詰まった、歯が折れたなど)	15
② 品質不良の相談	203
異物混入	121
腐敗・変質、カビ	82
③ 安全性への不安を訴える相談	113
品質不安 (添加物、原産国、色、ニオイなど)	70
表示 (表示改ざん、表示方法)	26
賞味期限 (期限表示、賞味期限切れ)	17
④ その他 (販売・管理、容器・包装、情報を知りたい、など)	17

* 体調不良や症状とペットフードについては、必ずしも因果関係が明らかではなく、相談者の申し出による

* 集計については危害情報室が独自に分類・集計したものである

① ペットの具合が悪くなったという相談

「ペットフードを食べたところペットの具合が悪くなった」、「ペットの病気（死亡）の原因がペットフードではないか」の相談が多い。体調不良の状態は、嘔吐・下痢などがもっとも多い。ペットは種類により食事の習慣や体質の特性があり、与えるものや与え方によっても体調を崩すことがあるため、ペットフードの品質とペットの体調不良は必ずしも因果関係が明らかではない。

〈体調不良〉

【事例1】

キャットフードを食べた飼い猫が、3匹とも食べた直後に嘔吐し始めた。急いで獣医に診てもらい入院したが、1匹は死んだ。獣医は、3匹とも一緒に嘔吐し始め、また、同じ症状なら、直前に食べたキャットフードが原因の可能性があるという。

（相談年月：2007年9月 東京都）

【事例2】

8年間飼い犬に与え続けているペットフードの、新しい袋を開けて1匹にそのえさを与えたところ、直後から下痢と血便の症状が起きた。動物病院で検査をしたが病気は見つからず、原因は不明であった。その後、もう1匹に同じえさを与えたところ、その日の夜に同じ症状が起きた。動物病院の先生も、断定はできないが同じ物を食べて同じ症状が出たのなら、ペットフードが原因の可能性がある、製造過程で何かが混入していたのではないかという。

（相談年月：2007年4月 兵庫県）

〈消化不良・そしゃく不良〉

【事例3】

6歳の小型犬に犬用ガムを与えたら奥歯が縦に割れた。犬は元気で食欲はあるが、歯みがきをした時に奥歯の尖った歯が割れていることに気づいた。獣医によると、歯を抜いて縫合する必要があるそうだ。

（相談年月：2008年5月 神奈川県）

② 品質不良の相談

異物混入や腐敗・変質、カビなどの苦情が多い。混入していた異物は、虫、プラスチック片・ビニール片、針金や金属片などさまざまである。

〈異物混入〉

【事例4】

同時に24缶購入した猫のエサの缶詰に金属片が入っていた。メーカーに連絡したところ回収され代替品を受け取ったが、1週間後また別の缶から同じような金属片が出てきた。

(相談年月：2008年7月 千葉県)

【事例5】

缶詰のドッグフードにビニールの切れ端が入っていた。これで3回目の異物混入である。わらが入っていたこともあった。メーカーに連絡したところ、丁寧に陳謝され、宅配便で送ってくればお詫びに新しい物をお送りすると言われた。しかし、そういうことではなく、自分としてはペットのえさとはいえ手を抜いて欲しくないということを言いたい。

(相談年月：2008年3月 神奈川県)

〈腐敗・変質、カビ〉

【事例6】

いつも飼い犬に与えているドッグフードの缶詰を開けたら、中身が黄色っぽく変色して悪臭を放っており、明らかに腐っていた。購入店はすぐに代替品を持参してくれた。販売元は「同じようなケースは稀にある。原因を調べる」というが認識が甘すぎる。販売元が調査しても正しい情報が明らかにされないのではないかと思う。

(相談年月：2008年8月 埼玉県)

【事例7】

ペット用の菓子を袋から出したら、綿のような物が生えていた。カビだと思ったのでペットには与えず、メーカーに検査依頼をして送った。書面での回答は、菓子に見られる黒い斑点は製造の際の火加減により焦げたもので問題ないとのことであった。しかし、綿のような孢子様のものについては一言も触れておらず、何を検査したのか疑わしい。

(相談年月：2008年12月 東京都)

③ 安全性への不安を訴える相談

色や臭い、状態がいつもと違うなどで品質や安全性に不安を感じての相談が多い。また、ペットへの健康被害が報道されたメラミンやキシリトールなどの添加物に関する不安、原産国が外国であることへの不安なども多い。

〈品質不安〉

【事例 8】

アメリカ製のドッグフードを 5、6 年前から食べさせていた犬が腎臓結石になった。メラミンが混入していたのではないかと不安である。

(相談年月：2008 年 10 月 神奈川県)

【事例 9】

鳥ささみの犬用おやつ。これまでも同じ商品を購入しているが、今回は臭いが変で割れ方も違う。メーカーに問い合わせると、原材料の調達や製造は中国で行っているとの回答。衛生面の工程管理は問題ないかと聞くと、そこまではわからないという。中国産の原料で作られたペットフードが問題になっているので不安である。

(相談年月：2007 年 7 月 北海道)

〈表示〉

【事例 10】

飼い犬のために何度か購入したペットフードが、パッケージと実際の内容が異なっていると報道された。商品のパッケージには、カルシウムと生のササミを使用していると表示されていたが、実際には魚の白身を使っていたそうである。ペットフードに関しては直接規制する法令はないということであるが、虚偽表示ではないか。

(相談年月：2007 年 11 月 東京都)

〈賞味期限〉

【事例 11】

缶詰のキャットフードを 20 缶購入した。残り 2 缶になって賞味期限が 1 年も過ぎていないことに気づいた。老猫なので普段から健康には気を使っている。販売店に苦情を申し出ると返金または交換すると言うが、あまり悪びれた様子もなく反省していない。以前にも他店で同様のことが二度あった。このようなことが横行していることが許せない。

(相談年月：2007 年 1 月 兵庫県)

2. 相談事例に見られるペットフードの問題点

① 飼い主はペットフードの品質に関心が高く、人間の食品と同じくらいの安全性を求めている

ペットの具合が悪くなったというだけでなく、臭いや色、状態などがいつもと違う、食いつき方が違うなどでペットフードの品質に不安を抱くのは、人間の食品の感覚と似ている。また、返品・交換されればよいのではなく、品質調査や原因究明をしてほしいという希望がみられるのも同様である。

② 安全性や品質については法律である程度確保されるが、個人が相談したり調査を依頼できる体制はこれからの課題

相談の中には、どこに申し出ればよいかや、品質調査や成分分析を第三者機関に行ってほしいというものも見られる。しかし、ペットフード安全法の施行により安全性の確保のために規格・基準や表示、国レベルでの検査体制などは整備されるものの、個人レベルで苦情があった場合に相談できる窓口や、個人が成分等の調査を依頼することのできる公的機関がほとんどないという現状は変わらない。

③ ペットフードがペットの体質に合っていなかったり、与え方が正しくないと体調不良を引き起こす

ペットの具合が悪くなった原因がペットフードの品質にあると考える相談が多いが、ペットフードがペットの体質に合っていなかったり、与え方が正しくないと体調不良を起こすことがある。犬や猫の生物学的な特徴や個々のペットの体質等を良く把握する必要がある。

3. 行政、業界等の動き

ペットフード安全法は2009年6月1日の施行であり、それに向けて基準・規格、表示や検査体制等詳細の検討や準備が進行している。また、2月から3月にかけてペットフードの製造や流通に関わる事業者向けの説明会、及び一般の飼育者向けの説明会も各地で開催された。

今後は、安全性に関する情報収集体制として、獣医師と連携した「ペットフード・リスク情報ネットワークシステム(仮称)」等の構築も検討されることとなっている。

<http://www.env.go.jp/council/14animal/y142-02/mat05.pdf> (環境省)

http://www.maff.go.jp/j/council/sizai/siryoku/21_20/pdf/data5.pdf

(農林水産省)

最新の状況は、環境省や農林水産省のホームページ等を参考とされたい。

4. 消費者へのアドバイス

① かかりつけの獣医師を持って普段からペットの健康管理をしよう

普段からペットの健康状態に注意をしよう。健康な犬・猫でも、ちょっとしたことで吐いたり下痢をしたりすることはよくあるので、異常な症状かどうかを見分けるためにも、普段の健康状態や特徴などを良く知っておくことは大事である。かかりつけの獣医師ならば、普段の健康状態を把握してもらえる上、何かと相談にも乗ってもらえる。

② ペットフードでペットの具合が悪くなったおそれがあるときは、獣医師に診てもらおうこと

ペットフードで具合が悪くなったと思っても、本当にペットフードが原因かどうかはわからない。原因を特定するためにも、ペットフードを持って、まず獣医師に診てもらおう。

③ 困ったときは最寄りの消費生活センターへ相談を

ペットフードに苦情がある場合、今のところ販売店やメーカーへ伝えるしかない。また、品質調査や成分分析などについて、個人からの依頼に対応している公的な機関は、現状ではほとんどないので、販売店やメーカーに成分表の提出や原因究明を依頼することになる。この状況はペットフード安全法の施行後もあまり変わらない。

販売店やメーカーの対応が悪かったり困った時は、最寄りの消費生活センターへ相談してみるとよい。

情報提供先

内閣府国民生活局総務課国民生活情報室
環境省自然環境局総務課動物愛護管理室
農林水産省消費・安全局畜水産安全管理課
社団法人日本獣医師会
一般社団法人ペットフード協会

〈参 考〉

1. ペットの食事について 専門家からのアドバイス

王子動物病院 獣医師 小島 ^{まさのり}正記先生

(1) ペットフードを上手に利用しよう

最近のペットフードは比較的よく研究されているものが多い。総合栄養食としてペットフードと水だけで健康が維持できるようにできている。上手に利用すればペットの健康管理には良いし、飼い主の負担もほとんどない。

(2) ペットフードの選び方のポイント

ペットフードは種類も豊富で選び方に迷うこともあるが、年齢、し好性、(犬)種が選ぶ目安である。特に、成長に応じて必要とする栄養やカロリーなどが変化するので、与えるペットフードを変えていくことが必要である。迷うようならば年齢に応じた選択をするとよい。

また、あまり安価すぎるものや見切り品などは品質が低下している場合もある。中国製のフードに対する不安もあるようだが、最近では、飼い主の目が肥えてきており、品質の良いものでなければ売れなくなっているという状況はあるようだ。

(3) 7歳くらいからは高齢化対策を

犬や猫は7歳くらいで老年である。獣医師会では、年に1回は健康診断を行うことを勧めているし、ペットフードもシニア用に変えていく必要がある。特に犬は人間と同じで、年齢が上がるにつれて動物性たんぱくや動物性脂肪を控えめにする必要がある。

(4) 専門家のアドバイスも参考に

ペットフードの選択には専門店のアドバイスも役立つ。サプリメントや機能性食品などの必要性は、かかりつけの獣医師に相談する。また、ペットフードを切り替えるときは少しずつ切り替える。特に猫は、食習慣がつきやすく、口にしたことのないものは食べない場合が多い。とりあえず食べても吐いたり下痢をしたりする。そういう習性を知らないとペットフードが悪いのだと思いがちである。

(5) かかりつけの獣医師を持つ

ペットの健康と食事の関係は重要である。ペットの食事を変えるだけで健康状態が改善される例もある。病気の時にだけ獣医師にかかるのではなく、普段の健康管理のためにも、ぜひかかりつけの獣医師を持ってほしい。

2. ペットフードに関係する団体等

- * 独立行政法人農林水産消費安全技術センター（FAMIC）

<http://www.famic.go.jp/ffis/pet/index.html>

農林水産消費安全技術センター、肥飼料検査所、農薬検査所の3法人が統合し2007年4月に独立行政法人として発足。肥料、農薬、飼料、食品等に関する検査・分析、食に関する情報の一元的な提供などを行っている。「愛がん動物用飼料の安全性の確保に関する法律」では、立入検査等を行う機関とされている。

- * 一般社団法人ペットフード協会

<http://www.petfood.or.jp/>

日本国内でペットフードを製造または販売する企業で構成されている業界団体。ペットフード工業会から2009年4月に法人化。現在、約80社が加盟しており、犬・猫等の飼育実態調査やペットフードの品質・安全性に関するガイドラインの作成、ペットフードの安全性や栄養に関する情報の提供等を行っている。

- * 日本ペットフード公正取引協議会

<http://www.pffta.org/>

1974年に設立され、「ペットフードの表示に関する公正競争規約」及び「ペットフード業における景品類の提供の制限に関する公正競争規約」を円滑かつ適正に運営することを目的として活動を行っている。

- * 日本ペット栄養学会

ペットの栄養・健康増進及びペットフードの品質向上等に関する会員相互の知識、技術の向上とその普及を図ることを目的に1998年に設立。2002年に「ペット栄養管理士」の資格制度を設けている。

<http://www.jspan.net/nintei/>（ペット栄養管理士認定委員会）

<title>犬・猫用ペットフードの安全性に関する相談</title>